

岩手県告示第68号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

令和3年1月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸大船渡港海岸永浜地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点32までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点32と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度03分11秒8162、東経141度44分13秒2324
- 基点2 北緯39度03分18秒2857、東経141度44分18秒5534
- 基点3 北緯39度03分16秒1513、東経141度44分24秒1593
- 基点4 北緯39度03分12秒6847、東経141度44分25秒8508
- 基点5 北緯39度03分13秒1203、東経141度44分26秒6271
- 基点6 北緯39度03分12秒7551、東経141度44分26秒8963
- 基点7 北緯39度03分12秒2917、東経141度44分26秒0432
- 基点8 北緯39度03分10秒9091、東経141度44分26秒7178
- 基点9 北緯39度03分07秒9200、東経141度44分29秒1376
- 基点10 北緯39度03分02秒7165、東経141度44分27秒7286
- 基点11 北緯39度02分59秒0176、東経141度44分23秒2420
- 基点12 北緯39度02分56秒7968、東経141度44分17秒5986
- 基点13 北緯39度02分55秒6615、東経141度44分15秒1789
- 基点14 北緯39度02分54秒6316、東経141度44分14秒2922
- 基点15 北緯39度02分50秒4849、東経141度44分13秒1278
- 基点16 北緯39度02分48秒3174、東経141度44分10秒0276
- 基点17 北緯39度02分46秒7350、東経141度44分07秒6487
- 基点18 北緯39度02分45秒4696、東経141度44分07秒1094
- 基点19 北緯39度02分44秒3215、東経141度44分07秒3356
- 基点20 北緯39度02分44秒0191、東経141度44分06秒4786
- 基点21 北緯39度02分44秒6293、東経141度44分06秒1243
- 基点22 北緯39度02分47秒1357、東経141度44分06秒6418
- 基点23 北緯39度02分49秒8544、東経141度44分08秒3463
- 基点24 北緯39度02分51秒5692、東経141度44分10秒9243
- 基点25 北緯39度02分56秒0889、東経141度44分12秒2305
- 基点26 北緯39度02分58秒0451、東経141度44分16秒0237
- 基点27 北緯39度03分02秒8214、東経141度44分25秒2854
- 基点28 北緯39度03分07秒5952、東経141度44分26秒8598
- 基点29 北緯39度03分09秒7869、東経141度44分24秒7853
- 基点30 北緯39度03分14秒8920、東経141度44分22秒5952
- 基点31 北緯39度03分16秒0391、東経141度44分19秒7975
- 基点32 北緯39度03分10秒8403、東経141度44分15秒4032

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。